

# 阿賀町観光ポスター・パンフレット制作業務

## 【プロポーザル実施要領】

令和2年9月

阿 賀 町

1. 件 名 阿賀町観光ポスター・パンフレット制作業務委託
2. 概要及び目的  
この要領は、阿賀町を紹介する観光ポスター・パンフレット等を制作することを目的として、民間の知識・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、企画提案を求めるものである。
3. 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
4. 業者選定方法 公募型プロポーザル方式  
提案書及びプレゼンテーション等の評価において最も点数が高かった業者を受託候補者とする
5. 履行期間 契約締結日から令和3年3月1日まで
6. 履行場所 阿賀町役場 まちづくり観光課
7. 委託上限額 2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む額）  
※ただし、この金額は業務規模の上限目安であって、契約時の予定価格ではない。
8. 参加資格条件  
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格条件を全て満たす者とする。
  - (1) 本件公告日から本件プロポーザルの参加表明書提出期限日までに、阿賀町コンサルタント等業務委託入札参加資格登録者名簿に「その他」として登録を認めた者(本件公告日現在において既に登録のあるものを含む)であること。
  - (2) 新潟県内に事業所等を有すること。
  - (3) ポスター・パンフレット制作の実績を有すること。
  - (4) 阿賀町からの指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
9. 公募要領の入手方法、場所  
阿賀町ホームページより取得、又は阿賀町まちづくり観光課にて配布する。

## 10. 審査概要

### (1) 選考方式

プロポーザル方式により企画提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査評価を行い、最優秀者及び次点者を各1社選考する。

### (2) 選考委員会

受託候補者の選考は、「阿賀町観光パンフレット制作業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の評価に基づいて行う。

選考委員会は町職員5名で構成する。

### (3) スケジュール（予定）

| 項目                    | 日程            |
|-----------------------|---------------|
| 参加表明・企画提案に関する質問書の提出期限 | 令和2年9月17日（木）  |
| 質問に対する回答書の送付          | 令和2年9月18日（金）  |
| 参加表明書の提出期限            | 令和2年9月25日（金）  |
| 企画提案書の提出期限            | 令和2年10月2日（金）  |
| 審査（プレゼンテーション）         | 令和2年10月9日（金）  |
| 審査結果通知                | 令和2年10月14日（水） |
| 業務委託契約の締結             | 令和2年10月中旬     |

## 11. 失格要件

- (1) 提出書類がこの実施要領等の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類がこの実施要領等に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選考委員会委員又は担当窓口関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (6) その他この実施要領等に違反する等選考委員会が不適格と認めた場合

## 12. 質疑受付・回答

### (1) 提出期限

令和2年9月17日（木）午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

質問票（様式任意）により、記載する連絡先あてに電子メールで送付すること。持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けない。

### (3) 質問の回答

質問に対する回答は、質問回答書として、質問者に電子メールにて送付する。

### 1 3. 参加表明書等の提出

#### (1) 申込方法

直接持参又は郵便・宅配便で提出を受け付ける。

#### (2) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書
- ②ポスター・パンフレット作成の実績が分かる資料
- ③会社概要が分かる資料（任意）

#### (3) 提出期限

令和2年9月25日（水）午後5時必着

#### (4) 提出先

〒959-4495  
新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地  
阿賀町 まちづくり観光課 観光商工係

#### (5) 参加資格有無の通知

参加資格については、有無にかかわらず各参加者に通知する。

### 1 4. 企画提案書の提出

#### (1) 提案書の内容

##### ①観光PRポスターデザイン案

##### ②観光パンフレット企画案

紙面構成のわかるラフデザイン程度のもので可とする。

各項目の見出し等は記載を要するが、記事の本文等の情報の有無は問わない。

※複数案は不可とする（連作は1セットで1案とみなし、可とする）

##### ③見積価格（任意様式）

#### (2) 提案書作成に係る注意事項

別紙「仕様書」による（任意様式）

#### (3) 提出先

〒959-4495  
新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地  
阿賀町 まちづくり観光課 観光商工係

#### (4) 提出期限

令和2年10月2日（木）午後5時必着

#### (5) 提出部数

ポスター・パンフレット両案とも、提出数は正本1部、副本5部

とする。

(6) 注意事項

提出するポスターデザイン及びパンフレット企画案は、未発表のものとする。

(7) その他

①企画提案書の記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチイメージ等は使用できる。

②電送・電子媒体のみでの提出は受け付けない。

③提出後、企画提案書等の再提出、大規模な修正等は認めない。

15. 企画提案の審査及び選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選考委員会において、企画提案の内容をより理解するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

①実施日：令和2年10月9日(金)を予定

②実施場所：阿賀町役場

③実施方法：プレゼンテーションへの出席者は、予定責任者を含む3名以内とする。企画提案書を用いた内容説明とし、追加資料の提出は認めない。1社の持ち時間は25分程度（提案15分、質疑応答10分程度）とする。  
なお、プレゼンテーションに必要な機器等は提案者各自で準備すること。

(2) 契約候補者の選定

選考委員会において、企画提案書・見積書・プレゼンテーションの内容を評価・採点した結果を集計し、最も得点の高かった最優秀者を委託契約交渉順位第一位の受託候補者とし、次点のものを準受託候補者として選定する。

なお、評価基準は、別表の評価項目及び評価事項によるものとする。

(3) 選定経過の通知

選定結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面により通知する。

16. 留意事項

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 採用された提案書等の著作権は阿賀町に帰属する

(4) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後

の入札等について不利益な取り扱いは行わない。  
(5) 本実施要領に定める者のほか、必要な事項については町が定める。

#### 17. 連絡先

阿賀町まちづくり観光課観光商工係（阿賀町役場本庁2階）  
〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地  
電話：0254-92-4766  
FAX：0254-92-5479  
Email：kanko-shouko@town.aga.lg.jp

## 阿賀町観光ポスター・パンフレット制作業務委託仕様書

1. 委託業務名 阿賀町観光ポスター・パンフレット制作業務委託
2. 目的 旅行者のニーズや価値観は大きく変化している。山間部にある地域の魅力が横並びとなっている中で、本町の観光資源の価値の再定義（再定義）と再構築をし、他地域との差別化を図り、地域の人にとっても町の外の人にとっても魅力的な町として旅行前の個人観光客に向けて発信できる観光ポスター及び観光パンフレットを制作する。  
このパンフレットは旅行先として阿賀町が選ばれることを後押しし、誘客や滞在・宿泊につなげるために活用されるものである。
3. 履行期間 契約締結日から令和3年3月1日(月)まで
4. 履行場所 阿賀町役場 まちづくり観光課
5. 提案限度価格 2,200,000円(税込)
6. 業務内容
  - (1) 阿賀町観光PRポスターの制作
    - ①業務概要  
阿賀町まちづくり観光課が実施した観光コンセプトづくりのワークショップにおいて、観光の本質、何に魅かれて何に突き動かされて人が観光地におもむくのか、その理由について検討した内容(別紙資料)に基づいた阿賀町の魅力を広範囲にPRするキャッチコピーとデザインを考えて制作されたPRポスターの制作。複数のデザインでの提案(連作)も可。
    - ②体裁
      - ・サイズ A1判
      - ・印刷部数 1種類のみでのデザインの提案の場合100部以上  
複数デザインの提案の場合1デザイン当たり50部以上
      - ・紙質 アートコート紙
    - ③デザインに関する留意事項  
ポスターの中には次の項目を入れること
      - ・阿賀町の町章

- ・阿賀町の位置を示す地図
- ・阿賀町
- ・〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川 580 番地
- ・電話 0254-92-4776
- ・<http://www.town.aga.niigata.jp/>
- ・阿賀町ホームページへのリンクを有する QR コード等を表示

## (2) 観光パンフレットの作成

### ①業務概要

阿賀町まちづくり観光課が検討した観光コンセプト(現在検討中)、ポスターのキャッチコピー等を参考に、旅先を検討中の観光客へ当地の魅力が端的に伝わるパンフレットを制作する。

### ②掲載内容

次の項目は必ず掲載すること

- ・阿賀町の町章
- ・阿賀町の位置を示す地図
- ・阿賀町までのアクセス案内/お問い合わせ
- ・阿賀町
- ・〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川 580 番地
- ・電話 0254-92-4766
- ・<http://www.town.aga.niigata.jp/>
- ・阿賀町ホームページへのリンクを有する QR コード等を表示
- ・掲載施設の位置図

### ③体 裁

- ・サイズ A 5 から A 4 以内  
パンフレットトラック等に配架されることを考慮
- ・印刷部数 10,000 部
- ・ページ数 問わない
- ・紙 質 環境に配慮したもの
- ・その他 フルカラー印刷

## 7. 共通事項

- ① 増刷及び町ホームページへの掲載を考慮し、成果品とともに写真・原稿等のデータを収録した CD 等を提出すること。



- ② 使用する写真は受託業者の責任において撮影及び借り入れるものとし撮影・借入に要する経費は受託者の負担とする。

## 8. 納期

令和3年3月1日（月）とし、契約期間は契約締結期間からポスター及びパンフレットの納期までとする。

## 9. その他注意事項

- ① 今回作成するポスター及びパンフレットの著作権はすべて阿賀町に帰属する。
- ② 本委託業務の履行に伴い発生する全著作物（紹介施設があらかじめ著作権を保有している図及び写真を除く）に関する一切の権利は、阿賀町に帰属する。
- ③ イラスト・デザインについての一切の権利は阿賀町に帰属するものとし、次年度以降の制作に伴う改変・加工については受託者の許可なく無償で使用できることとする。
- ④ 見積書、ラフデザイン等の提出物の制作費に係る経費は、すべて提案事業者の負担とする。
- ⑤ 掲載する写真・文章は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権の侵害とならないよう格段の配慮をすること。
- ⑥ 本仕様書に定めていない内容の独自提案も可とし、選定基準に則り評価の対象とする。

